

旭川市市有施設有料広告に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市（以下「市」という。）が所有し、又は管理する庁舎等において有料で掲載する広告（以下「有料広告」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎等 市が所有し、又は管理する庁舎、公の施設等の建物及びその敷地をいう。
- (2) 広告媒体 庁舎等の壁面、モニター装置その他有料広告の内容を表示する物又は場所をいう。
- (3) 許可 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
- (4) 広告主 有料広告の掲出をする者をいう。
- (5) 広告取扱者 広告主のほか、広告代理業を営む者、広告、看板等の製作者及びこれらに類する者をいう。
- (6) 有料広告の内容 有料広告で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(有料広告の掲出基準)

第3条 庁舎等に掲出することができる有料広告の基準は、市の品位及び公共性・公益性を損なうおそれのないもの並びに市民に不利益を及ぼさないものであって、かつ、次に掲げる項目のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に抵触するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人又は団体の意見を表明するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (7) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に関するもの
- (8) 第1号から第7号までに掲げるもののほか、市長が広告媒体の目的、対象、性質、形状等を勘案し、掲出することが適当でないものとして定めたもの。

(広告取扱者の募集)

第4条 広告取扱者の募集は、その募集期間及び有料広告を掲出する庁舎等、場所、位置、

掲出期間、枠数、その他掲出条件を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(広告取扱者の決定)

第5条 広告取扱者の決定は、入札その他の方法により行うものとする。

(契約の締結)

第6条 広告取扱者を決定したときは、契約書を作成するものとする。

(掲出の許可)

第7条 広告取扱者は、旭川市公有財産規則(昭和58年旭川市規則第41号)の定めるところにより、有料広告を掲出する庁舎等の使用について許可を受けなければならない。

(市に納入する費用)

第8条 広告取扱者は、有料広告の掲出に伴い、契約に定められた額の広告料及び許可に係る使用料を市に前納するものとする。

(有料広告の内容の選定等)

第9条 広告取扱者は、掲出しようとする有料広告の内容について、あらかじめ市と協議の上、選定するものとする。

2 有料広告の内容が第3条の掲出基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、市長は、広告取扱者に対して当該有料広告の内容の変更を求めることができる。

(有料広告の内容の変更)

第10条 広告取扱者は、掲出した有料広告の内容を変更することができる。

2 市長は、既に掲出されている広告が、第3条の掲出基準に抵触することとなった場合、又はそのおそれがあると認めるときは、広告取扱者に対して有料広告の内容の変更を求めることができる。

3 前2項の規定により有料広告の内容を変更する場合の有料広告の選定については、前条の規定を準用する。

(有料広告の製作、掲出及び撤去)

第11条 広告取扱者は、市の指定する仕様に従って有料広告を製作し、掲出し、及び撤去するものとする。この場合に要する費用は、広告取扱者が負担するものとする。

2 広告取扱者は、有料広告の掲出又は撤去を行おうとするときは、当該庁舎等の用途若しくは目的又は当該庁舎等における業務に支障が生じないよう市と日程等を協議の上、実施するものとする。

3 広告取扱者は、有料広告の撤去により当該庁舎等の壁面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告取扱者の負担により原状に回復するものとする。

(契約の解除、掲出の停止)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱者への催告その他何らの手続を要することなく契約を解除し、又は当該各号に掲げる事由が解消されるまでの期間について有料広告の掲出を停止することができる。

- (1) 指定する期日までに第8条に規定する広告料又は使用料が納入されないとき。
- (2) 第9条第2項の規定による有料広告の内容の変更を行わないとき。
- (3) 有料広告の内容が第3条の掲出基準に抵触する場合において、第9条第2項の規定による変更によっても、なお第3条の掲出基準に抵触するとき。
- (4) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) その他、市長が必要と認めたとき。

2 広告取扱者は、前項の規定により契約が解除された場合であつて、有料広告の掲出が既に行われているときは、直ちに当該有料広告を撤去しなければならない。

(掲出の取りやめ)

第13条 広告取扱者は、自己の都合により、広告掲出期間中であつても有料広告の掲出を取りやめることができる。

2 広告取扱者は、前項の規定により広告掲出を取りやめる場合は、契約解除のため書面により市長に申し出なければならない。

(広告料の返還)

第14条 広告取扱者の責に帰すべき事由により第12条の規定に基づき契約を解除したとき、若しくは有料広告の掲出を停止したとき、又は第13条の規定に基づき契約を解除したときは、納付済の広告料は、返還しない。

2 広告取扱者の責に帰さない事由により第12条の規定に基づき契約を解除したとき、又は有料広告の掲出を停止したときは、納付済の広告料のうち契約を解除した日又は有料広告の掲出を停止した日の翌日以降掲出されなかった日数に対応する金額の広告料を広告取扱者に返還する。

3 前項の規定により返還する広告料は、広告媒体ごとに市長が別に定めるものとする。

(損害賠償責任)

第15条 広告取扱者は、有料広告の掲出の方法の瑕疵等その責に帰すべき事由により、施設をき損し、若しくは破損し、又は第三者に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等に当たる責務を有する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。